

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

宮古島らしい“もてなし”観光とIT新産業による地域雇用の創造

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮古島市

3 地域再生計画の区域

宮古島市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 地域の特性

宮古島市は、旧平良市、旧城辺町、旧上野村、旧下地町、旧伊良部町の合併により平成17年10月に誕生した。

宮古島市は、宮古群島に位置し、沖縄本島（那覇）の南西方約290km、石垣島の東北東約133kmの距離にある。

宮古島市の人口は、平成20年3月末現在（住民基本台帳）は54,895人、世帯数は23,034である。平成元年と比較すると世帯数は29.3%増加しているが、人口は5.2%減少している。人口は昭和30年をピークに減少傾向にあり、県全体の人口がここ20年間で11.4%増加を示しているのと比べて対照的である。

宮古島市の産業別就業人口（平成17年国勢調査）は、第1次産業が23.7%、第2次産業が15.8%、第3次産業が59.8%の構成である。平成2年には第1次産業が49.9%を占めていたことに比べて、第3次産業へのシフトが進んでいる。しかし、第3次産業の就業者の増加は、平成12年から17年にかけての5年間で1.6%の伸び率に留まっており、市民が期待する就業機会の増加に結びついていない状況にある。これは、市内に新たに雇用を必要とする企業が少なく、また、例年一定の雇用枠を提供することができる企業がないため、就業を希望する市民は沖縄本島や県外へ転出していることによる。

このような中で、本市では、豊富な観光資源を生かした「エコアイランド宣言」、「民泊事業」、農産物、海産物等の地域食材や伝統的技術を生かした「地域資源活用事業」や「JAPAN ブランド」のプロジェクトをスタートさせる等、地域の資源を活用した産業振興を進めつつある。

一方、本市では、平成19年3月に策定した「宮古島市情報推進化計画」に基づき、「地域インターネット導入促進事業」や「宮古圏域田園地域マルチメディアモデル整備事業」、「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」を実施し、市内全域の通信基盤の整備を進め、IT産業の振興を重要課題としてとらえている。

これらの動きに関連して、IT事業関係者からは、人材の確保や人材の育成について市からも支援するよう強く求められている。本市としても地域の活性化には、地域の雇用確保が極めて効果的であると判断し、IT関係の人材確保・人材育成といった地域の雇用創造を積極的に推進することとしている。なお、宮古公共職業安定所の管轄区域における有効求人倍率（常用）は、平成19年度で0.38と、沖縄県平均の0.46に比較し低迷している。全国平均の有効求人倍率の0.92と比較すると、その低さは深刻であり、雇用の創造、拡大が急務である。

(2) 地域再生計画の意義

本市の最近3年間における常用有効求職者数の月平均値は8,304人で、安定した職業を求める求職者が多数存在している。かつ、最近6ヶ月間（平成19年10月～平成20年3月）の常用有効求職者数も7,535人前後で推移している。本市の最近3年間における常用有効求人倍率の月平均値は0.62倍で、全国平均（0.92倍）以下であり、かつ、最近6ヶ月の常用有効求人倍率も0.61倍台で推移しており、急激に上昇する傾向にない。

このような状況において、本市の活性化に向けては、主力産業である観光産業の振興拡大が第一の課題である。しかし、観光産業の振興拡大のためには、多様化、高度化する観光需要に対応するとともに、他地域との差別化を図り宮古島らしさを訴求する必要がある。

また、本市においては、農業と漁業も盛んであり、農産物や水産物をはじめとした地域資源が豊富である。これらの大半はそのまま食材として出荷され、製造業や製販一体型の関連産業への波及は少ない。今後は島産の農産物、水産物を利用した新しい特産品を開発し、付加価値の確保・向上を目指した加工産業を展開する必要がある。

さらに、これまで本市においてIT企業の進出、立地はなく、脚光を浴びる先端産業とは無縁であった。その中で、本市においては、「宮古島市情報推進化計画」に沿って、各種のIT関連事業を取り入れ、インターネット、ケーブルテレビ、マルチメディアモデル等の通信インフラが整備されつつある。これに併せてIT産業の誘致を進めるとともに、市民のITへの関心と情報水準の向上を進め、新しいIT産業の展開を図る必要がある。

(3) 地域再生計画の目標

今回の地域再生計画では、観光産業と農業水産業及びIT新産業の振興による新たな雇用創造をテーマに、①宮古島らしい観光産業の展開、②島の食材等の活用による特産品の開発、③新しいIT産業の展開、誘致を進める。

① 宮古島らしい観光産業の展開（観光分野）

宮古圏域における平成19年の年間観光入域客数は約373千人である。平成17年までは毎年増加していたが、平成17年の約412千人をピークにここ2年は減少に転じている。航空路線の一部廃止、台湾クルーズ船の運休、台風による航空機の欠航が多く発生したことによるものと思われる。

本市においては、各種イベント、行事が季節を問わず催されているため、それらを活用するとともに、自然環境や農漁業体験など島の特性を活かし、来訪者が広域的に、多様な目的で来島する仕掛けを継続して行っていくことにより、再び観光客の増加につなげていくことを目標とする。

② 島の食材等の活用による特産品の開発（地域産業分野）

本市の食料品製造業は26事業所、製造品出荷額約99億円（従業者4人以上の事業所のみ）で、製造業のうち事業所数では38.8%、製造品出荷額では57.2%と高いシェアを示している。

しかしこれは、本市の製造業そのものの事業所の集積が低いことに加えて、食料品製造業に大規模な製糖工場や泡盛関連工場が含まれていることから出荷額シェアを引き上げているにすぎない。このようなことから、本市の食料品製造業の絶対的スケールは小さく、年間約120億円を誇る農産物産出額と比べて、食料品製造業の集積スケールの小規模さがうかがえる。

一方、観光客からみた宮古島の特産品の評価について、「とてもよい」、「よい」が81.4%を占め、「悪い」と評価する人はわずかであり、概ね評価は良好である。但し、

現在の特産品は果実をはじめとする食材が多く、この評価は必ずしも加工品に下された訳ではない。

このような中で、来訪者の特産品に対するニーズがますます高まることが予想され、消費者側の求める魅力的な商品の開発、産業界側の求める加工を伴った付加価値の高い商品開発の促進を図る。

③ 新しいIT産業の展開、誘致（新産業分野）

これまで、市内においては、IT関連産業の基幹企業と呼べるものの立地は皆無であり、統計的な裏付けはないものの中小のIT関連事業所も少なく、IT関連企業の本市における活動は極めて低調で、島内需要の一部を担うに留まっていた。その後、宮古島市が都市づくりの基本理念の一つとして「情報化でこころをつなぐ結いの島“宮古”」を掲げ、通信基盤施設の整備を進めている。

一方、IT分野の施設強化として旧城辺町役場跡に「IT産業センター」が開設され、第1弾としてコールセンターを高度化させた「コンタクトセンター」が入居して事業を開始している。これを活用して「IT新産業創出強化事業」の展開が予定されるなどIT産業における動きが活発である。

このように、ハード面における施設整備が整いつつあり、今後はこれらの施設を活用し、ますます高まるIT関連需要に対して市をあげて対応を進めるとともに、これに合わせた関連事業をはじめ、その他の活動の活発化を促進する。

【地域再生計画の目標】

雇用者等の増加数

	常雇	常雇以外	創業者	合計
1年度目	7人	5人	0人	12人
2年度目	51人	24人	1人	76人
3年度目	51人	24人	1人	76人
合計	109人	53人	2人	164人

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

(1) ホテルスタッフの人材確保とスキルアップ

本市にはリゾートやタウンホテルの立地が多く、新しいホテルの進出意欲も旺盛である。これに対して、市内ではホテル勤務を経験したスタッフが少なく、その養成機関もないため、ホテルスタッフの人材確保と育成を進める。また、多様化する来訪者により高度なもてなしサービスを提供するため、既存スタッフのスキルアップを図る。

(2) 地域食材による特産品開発のための人材育成、確保

地域の食材を活用した特産品は、既存の加工業者や新規の参入者により徐々に増加しているが未だ少数である。開発された特産品も、製造はなされているものの必ずしも“売れる”商品ではなく、地域の特産品として定着しているものは少ない。このような中では、“売れる”商品企画と製造を行う必要があるため、“売れる”商品づくりの視点と技術をもつ人材の育成、確保を進める。

(3) 宮古上布の継承者の確保、育成

宮古上布は、本市における保存伝承すべき伝統工芸品の1つである。この宮古上布の後継者育成の必要性が叫ばれて久しいが、改善は進まず、解決をみていない。宮古上布の伝承のためには、新しいマーケットの確保、展開と後継者の育成、確保は必須の条件となる。このため、人材の確保については島内に限らず広域を対象とし、若者を中心に次世代を担う後継者の確保、育成を進める。

(4) 市民のIT技術水準の向上と人材確保

本市においては、これまでIT関連の基幹事業所がなく、IT関連事業所が少ないため、IT産業の普及、展開は遅々として進まなかった。近年、ようやく大規模なIT関連事業所の進出が実現したが、市内にはIT技術者などのIT情報や技術に精通した者は非常に少なく、市民のIT水準は低い。これを打開するため、市民の間にITに対する関心と技術水準を高めるとともに、IT産業を支える人材の確保を進める。

(5) 地域雇用の確保及び地域の活性化

(1)から(4)までの事業を同時に実施することで、地域雇用の確保を行いながら、地域の魅力の顕在化を図ることが可能となり、地域全体の活性化に資することとなる。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域雇用創造推進事業【B0902】

	宮古島らしい観光産業の展開	島の食材等の活用による特産品の開発	新しいIT産業の展開、誘致
I. 雇用拡大メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・民泊事業者のレベルアップ研修講座 ・“島の達人”の登録と活動支援 ・もてなしガイドの研修講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・スイーツ職人の研修派遣 ・地域の食材活用による特産品開発研修講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・ITキャリアアップのための研修講座
II. 人材育成メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルフレッシュマンの基礎講座 ・事業マネージャー育成研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古上布の従事者の育成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・IT企業等就職希望者の基礎研修講座 ・市民のための実践IT研修講座
III. 就職促進メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・研修、講座等に関する情報の収集、提供 ・UIターン就職希望者に対する相談 		

I. 雇用拡大メニュー

(1) 民泊事業者のレベルアップ研修講座

イ 事業内容

民泊事業者及び新規参入意向者を対象に、受け入れ体制、対応方法、他地区の事例紹介等についての研修講座を開設する。

ロ 事業実施期間

平成20年度～平成22年度

- ハ 事業実施主体
宮古島地域雇用創造協議会
- ニ 4の(3)の取組との連携方法
民泊事業者においては、受入れ体制の強化をめざして、L L C (Limited Liability Company (有限責任会社))への移行など組織の法人化とともに、事務局の設置等の組織強化を進めている。この事業体制と合わせて民泊事業者のレベルアップを図る。

(2) “島の達人”の登録と活動支援

- イ 事業内容
島内の歴史文化、自然、産業エコロジー等の各分野のエキスパートである島の達人を登録し、観光各分野や関連分野に対して情報提供、人材派遣をする。
- ロ 事業実施期間
平成21年度～平成22年度
- ハ 事業実施主体
宮古島地域雇用創造協議会
- ニ 4の(3)の取組との連携方法
本事業の展開により、宮古島らしさが強く演出され、宮古島についてのより深い情報提供が可能となる。

(3) もてなしガイドの研修講座

- イ 事業内容
宮古島の歴史、文化、産業、自然等の地域情報の講義を開催し、観光関連従事者の全員が島をガイドできる“もてなしガイド”を養成する。
- ロ 事業実施期間
平成21年度～平成22年度
- ハ 事業実施主体
宮古島地域雇用創造協議会
- ニ 4の(3)の取組との連携方法
観光関連従事者のガイドとしての質の向上に寄与し、宮古島来訪者への「もてなし性」を人的側面で高める。

(4) スイーツ職人の研修派遣

- イ 事業内容
宮古島の果物等の食材を利用した、“売れる”新しいスイーツを開発できるようスイーツ職人を東京の養成機関に1年間派遣して、宮古島のパティシエを養成する。
- ロ 事業実施期間
平成21年度～平成22年度
- ハ 事業実施主体
宮古島地域雇用創造協議会
- ニ 4の(3)の取組との連携方法
新しい特産品の開発を推進することになり、新しい事業展開のコアスタッフを育成できることになる。

(5) 地域の食材活用による特産品開発研修講座

- イ 事業内容

マーケティング、食品加工の専門家を招聘し、売れる特産品づくりのための食品分野における、加工事業者や小売店の経営者や従業員を対象として研修を実施し、事業の拡大、雇用の拡大を図る。

ロ 事業実施期間

平成 21 年度～平成 22 年度

ハ 事業実施主体

宮古島地域雇用創造協議会

ニ 4 の(3)の取組との連携方法

特産品開発のための人材育成が図られ、既存事業所における商品企画力や加工技術力が向上する。このことにより、“売れる特産品”の開発ができて、事業所での雇用拡大が図れる。

(6) I T キャリアアップのための研修講座

イ 事業内容

I T 関連事業所の従事者や一般市民を対象として、資格の取得やシステム管理者育成のための研修を行って、キャリアアップを図る。

ロ 事業実施期間

平成 21 年度～平成 22 年度

ハ 事業実施主体

宮古島地域雇用創造協議会

ニ 4 の(3)の取組との連携方法

市が整備した I T 産業センターでの従業者等のキャリアアップが図れるとともに、その他 I T 産業従事者、一般市民のキャリアのレベルアップが図られ、市全体としての I T 技能の水準が向上する。

II. 人材育成メニュー

(1) ホテルフレッシュマンの基礎講座

イ 事業内容

新設及び既設ホテルへの就職希望者に対して、社会人としての常識やホテルマンとしての接客の基本を組み込んだ養成講座を開設する。

ロ 事業実施期間

平成 21 年度～平成 22 年度

ハ 事業実施主体

宮古島地域雇用創造協議会

ニ 4 の(3)の取組との連携方法

来島者に対する“もてなし”の水準を上げる取組みの一部を担う。ホテル企業が実施する企業実務研修と役割分担を図る。

(2) 事業マネージャー育成の研修講座

イ 事業内容

全国から宮古島市内で働く事業マネージャーの志願者を募り、観光協会の効率的事業対応のためのマネージャー、民泊事業の自立のためのマネージャー、食材流通やブランド化推進のためのマネージャー等を育成するための研修を実施する。また、派遣研修も合わせて行う。

ロ 事業実施期間

平成 21 年度～平成 22 年度

ハ 事業実施主体

宮古島地域雇用創造協議会

ニ 4 の(3)の取組との連携方法

観光振興と特産品開発の両分野で、その要となる人的資源を確保、育成することにより、両事業をより効率的に推進、展開できる。

(3) 宮古上布生産の従事者の育成講座

イ 事業内容

全国から宮古上布生産の従事希望者を募り、宮古上布の紡ぎ、染め、織り等の各工程を体験し育成する。前期は講座による理論、研修を中心に進め、後期は各事業所での実践研修とする。

ロ 事業実施期間

平成 21 年度～平成 22 年度

ハ 事業実施主体

宮古島地域雇用創造協議会

ニ 4 の(3)の取組との連携方法

別途行うブランド化との連携が図られ、宮古上布の伝承発展に大きく寄与する。

(4) I T 企業等就職希望者の基礎研修講座

イ 事業内容

コールセンターへの就職希望者に対して、社会常識や I T 関連業務への取組のための基礎的講座を開き、補充募集に備える。

ロ 事業実施期間

平成 20 年度～平成 22 年度

ハ 事業実施主体

宮古島地域雇用創造協議会

ニ 4 の(3)の取組との連携方法

I T 関連従事者のための基礎的講座を社外研修として対応することにより、より円滑な雇用が図れる。

(5) 市民のための実践 I T 研修講座

イ 事業内容

宮古島市民に向けて、I T 情報の提供を行うとともに、パソコンの実践的研修を行う。このことにより、市民の I T 技能・知識の水準が向上し、以降の受講者の I T 関連事業所での雇用を促進する。

ロ 事業実施期間

平成 20 年度～平成 22 年度

ハ 事業実施主体

宮古島地域雇用創造協議会

ニ 4 の(3)の取組との連携方法

潜在的にある I T 対応従事者の就業を促し、市内事業所の I T 対応を容易にする。

Ⅲ 就職促進メニュー

(1) 研修、講座等に関する情報の収集、提供

イ 事業内容

協議会及び各団体が開催する研修、講座等についての情報を収集し、開催内容、開催スケジュール等について情報提供して参加受講を呼びかけるなどのPRを行う。また、関係機関に対して積極的に訪問して、本事業への参加、協力を求める。

ロ 事業実施期間

平成20年度～平成22年度

ハ 事業実施主体

宮古島地域雇用創造協議会

ニ 4の(3)の取組との連携方法

転職希望者へのPRや、受講者の確保のために様々な周知活動や働きかけが必要であり、有効である。

(2) UIターン就職希望者に対する相談

イ 事業内容

本市にUターン、Iターンして就職を希望する者に対して、就職情報の提供、相談の業務を行う。

ロ 事業実施期間

平成21年度～平成22年度

ハ 事業実施主体

宮古島地域雇用創造協議会

ニ 4の(3)の取組との連携方法

UIターン者の受け入れ促進になるとともに、UIターン者のキャリアを活用した事業活動が期待できる。

5-3-2 地域独自に実施する事業

(1) 地域の特性を活かした観光の振興

イ 事業内容

宮古夏まつり、ドイツ文化村イベント等の観光関連イベントの開催の支援、補助。「海宝館」「熱帯植物園」等の観光施設の管理運営、小規模観光施設の改修や新設整備。

ロ 事業実施期間

継続実施

ハ 事業実施主体

宮古島市、(社)宮古観光協会、イベント実行委員会他

ニ 今後の取組

開催団体との連携を密にし、さらに地域の特性を活かしたインパクトのあるイベントを検討する。当面は、ソフト面で現状の施設の有効活用を図る。

(2) 歴史、文化伝統の継承と振興

イ 事業内容

伝統工芸品である「宮古上布」の支援、「伝統工芸センター」の管理運営。伝統芸能や伝統工芸、文化財等の保護、保存、保持団体等への支援。

ロ 事業実施期間

継続実施

ハ 事業実施主体

宮古島市、宮古織物事業協同組合、文化財保持団体他

ニ 今後の取組

「宮古上布」のニューブランドの展開を推進する。伝統文化の認知が課題で、展示、公開等により観光客等へのアピールを進める。

(3) 島の発展を支える農林水産業の振興

イ 事業内容

「緑化育苗センター」等の農業生産及び生産施設の管理・助成。「美しいむらづくり総合整備事業」の推進、「農山漁村活性化プロジェクト」の支援。「経営構造対策事業」への補助、「農業経営高度化事業」の支援。

ロ 事業実施期間

継続実施

ハ 実施主体

宮古島市、地区団体・地区組織、生産者・生産団体。

ニ 今後の取組

生産活動そのものに加えて、マーケットや消費者に目を向けた生産活動が必要。農漁村のコミュニティ再生により、さらに地区の活性化を推進する。

(4) 利便性の高い魅力ある商業の振興

イ 事業内容

公設市場の建て替えと、にぎわい施設としての管理運営。経済的自立に向けて、指定管理者制度の導入等。

ロ 実施期間

継続実施

ハ 実施主体

宮古島市、NPOにぎわいみゃーく

ニ 今後の取組

引き続き、公設市場建て替え事業等を検討、推進していく。市場は建て替え開業に向けて、管理運営の方法及び体制について検討を進める。

(5) 地域をつなぐ情報通信基盤の整備、運営

イ 事業内容

沖縄県総合行政情報通信ネットワークによる行政情報化の推進、運営。ブロードバンドインフラの整備による高速インターネットの普及。防災放送システム、行政情報チャンネルの活用、ITによる産業振興等を進める。

ロ 実施主体

沖縄県、宮古島市、宮古島地域産業振興協議会

ハ 実施期間

継続実施

ニ 今後の取組

IT関連企業の誘致、IT活用によるビジネス支援、市民のIT情報水準の向上に重点を置いて展開する。

6 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

各事業を利用した求職者へのアンケート調査を実施することにより雇用件数、就職状況等を確認する。これらの結果をもとに計画期間終了後に達成状況を評価する。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項**
該当なし